

令和5年6月20日

令和5年度

# 事業概要

堺市立消費生活センター



# 目 次

## 1. センターの概要

(1) 設置目的	1
(2) 沿革	1
(3) 所在地及び施設内容	2
(4) 組織及び事務分掌、当初予算	2

## 2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談	
① 相談件数	4
② 契約当事者	5
③ 契約購入金額	5
④ 商品・サービス別相談件数	6
⑤ 販売購入形態別相談件数	7
⑥ 苦情処理状況	8
(2) 消費者啓発	
① 講座、講演会等	9
② 啓発資料の作成・配布	10
③ 情報コーナーの活用	11
④ 広報さかい掲載記事	11
⑤ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議	12
⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール	12
(3) 企画調整	
① 堺市消費生活条例	13
② 堺市消費生活条例施行規則	13
③ 堺市消費者基本計画	13
④ 堺市消費生活審議会	14
⑤ 堺市消費者行政庁内委員会	15
(4) その他の事業	
① 暮らしのサポーター制度	16
物価調査結果	17
② 立入調査	18

### 3. 計量行政関係

(1) 事業概要	
体系図、事業実績	19
(2) 定期検査	
① 集合検査	20
② 所在場所検査	21
③ 定期検査に代わる計量士による検査	22
(3) 立入検査	
① 商品量目立入検査	23
② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査	24
(4) 普及啓発	
① 一日計量士	24
② 計量強調月間	24
③ 暮らしのサポーター量目調査結果	24
④ ホームページの整備	25
(5) 適正計量管理事業所	
① 名簿	26
(6) センター保有基準器及び検査設備等	
① 基準器	29
② 検査設備等	29

## 1. センターの概要

### (1) 設置目的

高度情報通信社会の進展に伴う取引形態の複雑化・多様化やキャッシュレス決済の普及、高齢化の進行等、消費者を取り巻く社会環境の変化に伴い、インターネット関連のトラブルなど、様々な消費者問題が発生しています。

こうしたなか、国においては、平成 21 年 9 月に消費者庁を設立し、その後、国民の消費生活の安定及び向上、消費者市民社会の形成に向けて、平成 24 年 12 月に消費者教育の推進に関する法律を施行し、平成 25 年 2 月には改正特定商取引法の施行、同年 4 月には改正消費者安全法の施行など、消費者行政の司令塔としてさまざまな取り組みを進めています。

また、本市では、市民の安全で安心な消費生活の実現をめざして、平成 22 年 4 月に「堺市消費生活条例」を施行し、平成 23 年度からの 5 年間を計画期間として、消費者施策の基本的方向と内容を明らかにした「堺市消費者基本計画」を策定しました。平成 28 年 2 月には「消費者教育」を重点課題のひとつとして掲げた「第 2 期堺市消費者基本計画」を策定し、消費生活センターではこれまで、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

今後は、令和 3 年 5 月に策定した「第 3 期堺市消費者基本計画」に基づき、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的として、4 つの基本目標の実現に向けた取組を実施していきます。

基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保

基本目標 2 消費者の自立支援

基本目標 3 消費者被害の救済

基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応

### (2) 沿革

#### ① 消費生活関係

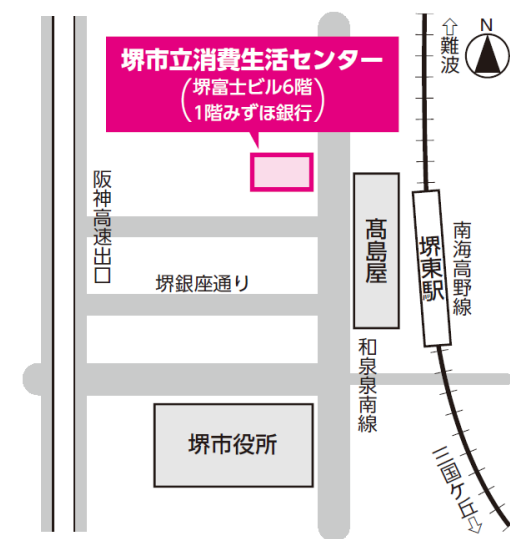
昭和 48 年 6 月 20 日	市民生活部消費経済課消費生活センター設置
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター消費生活係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター消費生活係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（消費生活係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

#### ② 計量関係

昭和 47 年 4 月 1 日	経済部消費経済課計量係設置
昭和 48 年 1 月 29 日	政令第 7 号により特定市に指定
昭和 48 年 4 月 1 日	市民生活部消費経済課計量係
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター計量係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター計量係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（計量係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

### (3) 所在地及び施設内容

名 称	堺市立消費生活センター
所 在 地	〒590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階
T E L	072 (221) 7146 (相談) 他2回線含め、計3回線 072 (221) 6538 (計量) 072 (221) 7908 (事務)
F A X	072 (221) 2796
電子メール	syoseise@city.sakai.lg.jp
開 所 時 間	平日 (月～金曜日) 午前9時～午後5時15分
相 談 時 間	〃 午前9時～午後5時
休 所 日	土・日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
施設の規模	総面積 272.70 m <sup>2</sup> (82.49坪)



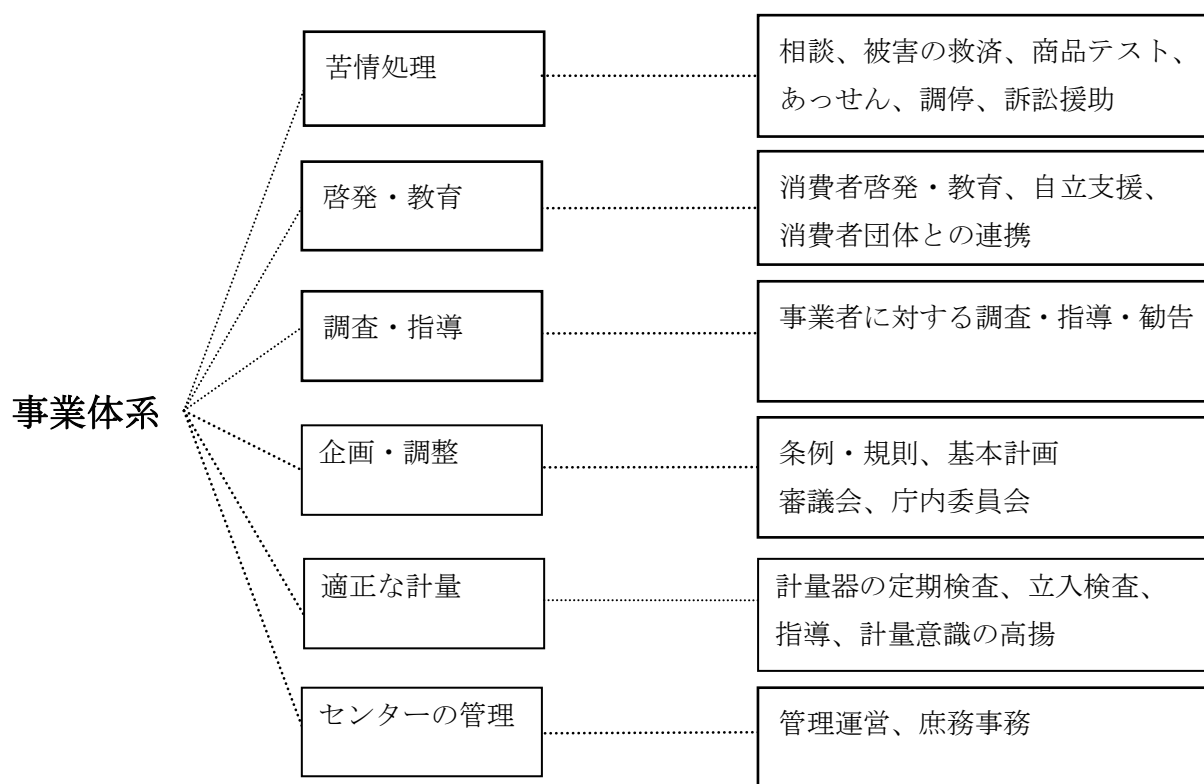
### (4) 組織及び事務分掌 (令和5年4月1日現在)

#### ① 組織 市民人権局 市民生活部

消費生活センター	所長	1人
	所長代理	1人
	主査	1人
	副主査	2人
	一般職員	1人
	再任用職員	1人 (市OB)
	会計年度任用職員	11人 (消費生活相談員 有資格者)
	会計年度任用職員	1人 (計量士 有資格者)
	会計年度任用職員	2人 (警察OB) 計21人

## ② 事務分掌

- a 消費者行政の企画調整に関すること。
- b 消費生活に係る指導啓発に関すること。
- c 消費生活に係る実態調査及び資料の収集に関すること。
- d 消費生活に係る相談及び苦情の処理並びに商品テストに関すること。
- e 消費生活審議会に関すること。
- f 消費者団体の育成指導に関すること。
- g 計量器の定期検査に関すること。
- h 計量及び表示に係る立入検査並びにこれらの取締りに関すること。
- i 計量管理の指導に関すること。
- j 計量思想の普及に関すること。
- k その他消費者対策に関すること。



## ③ 当初予算（単位：千円）

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消費者対策	72,080	73,115	61,328	61,238
計量器検査	10,604	11,495	9,403	12,777
計	82,684	84,610	70,731	74,015

## 2. 消費者行政関係

### (1) 消費生活相談

商品やサービスの契約トラブル（特に訪問販売や電話勧誘販売、通信販売事業者とのトラブル）や、製品事故や安全性を欠く製品被害などについて、消費者からの苦情や相談を受け、助言やあっせんによる解決を行っています。

#### ① 相談件数

- ・令和4年度に消費生活センターに寄せられた相談総数は6,538件で、前年度より177件の減少となりました。
- ・新型コロナウイルス感染症関連の相談は175件（約2.7%）ありました。
- ・相談件数は苦情相談が5,931件（約90.7%）、問合せ相談等が607件（約9.3%）ありました。
- ・相談方法別件数は来訪が696件、電話が5,822件、文書が20件で、電話が約89%を占めました。

過去5年間の相談件数

※はコロナ感染症関連相談の件数（内数）

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全件数	6,196	6,419	7,286 ※690	6,715 ※758	6,538 ※175
（苦情件数）	5,649	5,791	6,551 ※616	5,925 ※473	5,931 ※158
（問合せ件数等）	547	628	735 ※74	790 ※285	607 ※17



## ② 契約当事者

- ・契約当事者の性別は、不明分を除き、男性 2,412 件（約 36.9%）、女性は 3,750 件（約 57.4%）でした。
- ・60 歳代、70 歳以上の相談件数では、全体に占める割合がそれぞれ約 13.1%、約 27.0%で、これらの年代は合わせて約 40.1%となっています。
- ・20 歳未満、及び 50 歳代の相談件数は増加しました。

契約当事者の年代別相談件数

年齢別	件 数			前年度比
	令和 3 年度	令和 4 年度	増減数	
20 歳未満	145	158	13	109.0
20 歳代	549	523	△26	95.3
30 歳代	527	493	△34	93.5
40 歳代	833	793	△40	95.2
50 歳代	1,127	1,252	125	111.1
60 歳代	847	854	7	100.8
70 歳以上	1,941	1,764	△177	90.9
その他・不明	746	701	△45	94.0
計	6,715	6,538	△177	97.4

## ③ 契約購入金額

- ・契約購入金額別の相談件数は、50 万円未満までの契約に関する相談件数が大半ですが、1 千万を超える高額な商品・サービスに係る相談件数も多数発生しました。

契約購入金額別相談件数

契約・購入金額	件 数			前年度比
	令和 3 年度	令和 4 年度	増減数	
1 万円未満	733	865	132	118.0
1 万円以上～5 万円未満	752	893	141	118.8
5 万円以上～10 万円未満	245	219	△26	89.4
10 万円以上～50 万円未満	552	637	85	115.4
50 万円以上～100 万円未満	135	150	15	111.1
100 万円以上～500 万円未満	176	185	9	105.1
500 万円以上～1 千万円未満	13	28	15	215.4
1 千万円以上～5 千万円未満	41	34	△7	82.9
5 千万円以上～1 億円未満	3	5	△2	166.7
1 億円以上	0	0	0	-

(※契約購入金額の不明な事案や契約購入に至っていない事案は表に記載していません)

#### ④ 商品・サービス別相談件数

- ・定期購入した化粧品や健康食品等に関連する相談が増加しました。
- ・架空請求や不審な電話・メール等や身に覚えのない料金の請求に関する相談が、依然として多く寄せられました。

商品・サービス別の相談件数

順位	商品・役務	件数		主な相談内容
		令和 4年度	令和 3年度	
1	化粧品関係	567	340	定期購入と思わずに結んだ契約の解約相談、商品使用後の体調トラブルやその後の解約についての相談など
2	商品一般	500	532	宅配業者や通販会社をかたったメールに関する相談、知らない相手・会社からの不審な電話やメールの相談、身に覚えのない料金の請求がなされる架空請求に関する相談など商品を特定できない相談
3	不動産貸借	233	241	解約退去時の敷金返還や修繕費用に関する相談など
4	健康食品関係	204	179	申し込んだ覚えのない健康食品の送り付けに関する相談や、健康食品摂取後の体調不良に関する相談など
5	携帯電話・ 携帯電話サービス	176	210	携帯電話の契約内容や携帯電話機本体の不具合に係るトラブルに関する相談など
6	工事・建築	170	183	修繕工事やリフォーム工事に係る高額請求や解約に関する相談など
7	エステティック サービス	168	66	通い放題コースなどでの中途解約・精算に関する相談、倒産した事業者の返金に関する相談など
8	インターネット 接続回線	103	133	回線契約に係る請求金額や解約時のトラブルに関する相談や、執拗な勧誘行為に関する相談など
9	修理サービス	96	120	水道蛇口やトイレ、配水管、鍵等の修理費用に関する相談など
10	新聞	74	91	景品付き長期購読契約に係る解約時のトラブルに関する相談など

\*上記の商品・役務の名称は、全国の消費生活センター等で使用している「全国消費生活情報ネットワーク」による登録商品名である。

### ⑤ 販売購入形態別相談件数

- ・販売購入形態別相談件数では、通信販売に関する相談が2,627件で最も多く、続いて店舗購入に関する相談が1,644件、訪問販売が535件となっています。
- ・無店舗販売に係る相談を年代別で見ると、いずれの年代も通信販売がそれぞれ最も多く、70歳以上の年代では他の年代に比べて訪問販売や電話勧誘販売が多くなっています。

販売購入形態別相談件数

販売購入形態		件 数			前年度比
		令和3年度	令和4年度	増減数	
店舗購入		1,416	1,644	228	116.1
無店舗販売	訪問販売	602	535	△67	88.9
	通信販売	2,456	2,627	171	107.0
	マルチ・マルチまがい取引	63	31	△32	49.2
	電話勧誘販売	235	242	7	103.0
	ネット型・オプション	17	8	△9	47.1
	訪問購入	49	59	10	120.4
	その他無店舗販売	84	68	△16	80.9
不明・無関係		1,793	1,324	△469	73.8

無店舗販売に係る相談の年代別件数

販売購入形態	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
訪問販売	5	30	39	50	73	62	213	63
通信販売	100	171	213	401	579	417	553	193
マルチ・マルチまがい	0	17	1	3	2	4	2	2
電話勧誘販売	4	34	21	14	33	30	81	25
ネット型・オプション	0	0	0	0	1	2	4	1
訪問購入	2	0	0	6	5	10	36	0
その他無店舗販売	1	2	3	5	8	7	33	9

## ⑥ 苦情処理状況

- ・センターに寄せられる相談のうち、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるようにセンターが間に入る「あっせん」の苦情処理状況は次のとおりです。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
あっせん件数	983	1,033	976	1,152
解 決	910	935	872	1,051
不 調	73	98	104	101
あっせん解決率	92.6%	90.5%	89.3%	91.2%

※「あっせん」とは、単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って解決策を提示することなどにより解決することを表す。

※表の数値は、苦情件数のみ（問合せや要望件数を含めない）。

## (2) 消費者啓発

消費者を取り巻く消費生活環境は大きく変化しており、消費者が自立した主体として、自ら必要な知識や情報を修得・収集し、自主的かつ合理的に行動することが求められています。

このため、市民への啓発・教育や有益な情報を提供するための事業を実施しています。

### ① 講座、講演会等

#### a 講座、講演会実施状況（令和4年度）

開催日	名称(テーマ)	[団体名]及び講師	受講者(人)	
R4. 4. 4	出前講座 計 10 回	[羽衣国際大学] 消費生活相談員	270	
R4. 6. 9		[鳳校区福祉委員会いきいきサロン] 堺市消費者啓発員	40	
R4. 6. 22		[黒山校区福祉委員会いきいきサロン] 堺市消費者啓発員	40	
R4. 6. 25		[八下西校区福祉委員会いきいきサロン] 堺市消費者啓発員	35	
R4. 7. 20		[笑和会] 堺市消費者啓発員	20	
R4. 7. 29		知って得する！ 消費者トラブル	[第一生命保険(株)堺支社] 堺市消費者啓発員	45
R4. 10. 19		豆知識	[西区ケアマネ支援部会] 消費生活相談員	45
R4. 11. 1			[浜寺東校区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	60
R4. 12. 3			[八下西校区福祉委員会いきいきサロン] 堺市消費者啓発員	35
R5. 3. 17			[北第2地域包括支援センター] 消費生活相談員	30

#### b お買物・くらしの川柳事業（平成28年度スタート）

消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に関する注意を呼びかけるものや、くらしの中でのお買物・サービスにまつわるエピソード・トラブル体験をテーマにした「お買物・くらしの川柳」を募集し、応募のあった2,112作品の中から、6句の優秀作品を選出。入賞者には賞状を贈呈し、入賞作品は当センターの発行物への掲載利用や作品展示などに活用しています。

令和4年度 最優秀賞 『オレやオレ 心の中は 金や金』  
 優秀賞 『悪い話 直感、違和感 こりゃいかん』  
 優秀賞 『「だまされない」 そんなあなたが だまされる』  
 佳作 『いらんけど 何かお得で 買ってまう』  
 佳作 『苦勞して 貯めたポイント 期限切れ』  
 佳作 『忘れるな 未来のための エコバッグ』

### c その他の啓発活動（くらしのサポーターと協働による）

開催日	事業名	内容[開催場所]
R4. 5. 16～ 5. 22	消費者月間啓発パネル展	「若年層の消費者トラブル防止」「自分で考える消費者に向けた消費行動の転換」をテーマに啓発パネル展示 [堺市役所本館 1階ロビー]
R4. 10. 23 R4. 11. 5	中区区民フェスタ啓発活動 北区交流まつり啓発活動	啓発チラシ・グッズの配布 [中区：原池公園、北区：金岡公園野球場]
R4. 12. 15	消費生活パネル展	消費者被害の未然防止を呼びかける啓発パネル展示 [堺市役所本館 1階ロビー]

#### \*消費者月間とは

昭和43年5月30日に、消費者利益の擁護を図ることを目的として「消費者保護基本法（現在の消費者基本法）」が制定された。その後昭和53年に、経済企画庁（現在の内閣府）が、この日に同法が制定されたことにちなんで、毎年5月30日は「消費者の日」とした。

さらに昭和63年に同法制定20周年を記念し、5月は「消費者月間」とした。現在では、消費者月間には消費者庁の統一テーマをPRし、全国で消費生活に関する各種行事が実施されている。

## ② 啓発資料の作成・配布

### a 「くらしの情報 SAKAI」 Vol. 33 A5版 41頁

消費生活における代表的なトラブル事例や、クーリング・オフの説明、消費者関連法規の改正など、最近の消費者行政の動き等を掲載した啓発冊子。

出前講座をはじめ啓発機会をとらえて広く市民に配布しました。



### b 「18歳成人 ～できること できないこと～」 (DVD)

民法改正に伴う成年年齢引下げに伴い、自立した消費者の育成を図るため契約の基礎や若年層に多い消費者トラブル等に関する情報をまとめた消費者教育用啓発DVDを、市立高校に配付しました。

本教材を学校における消費者教育の授業で活用してもらうことで、高校生に対する消費者教育の支援を行っています。

### c 「エシカルコンシューマーを目指して」(DVD)

持続可能な社会を実現するために消費生活でどのような選択をすればよいのか、さまざまな海外の事例や国内の認証制度に基づく商品などを見ながら学ぶことができる消費者教育用啓発DVDを、市内教育施設貸出用に準備し、消費者教育の支援を行っています。

### d 「中学生のかしこい消費生活 GO! GO!」(デジタル教材)

若年層からの消費生活について関心を高め、自立した消費者の育成を図るため、中学校の家庭科の授業で活用できる消費者教育用教材を市立中学校に配付しました。

中学生も消費者であり日々契約をしていることやお金の管理に関すること、若者がトラブルにあいやすいネットトラブルなどの事例をもとに、注意すべきポイントを解説。学校の授業での活用、家庭で共有することでトラブル解決を図ります。

### e 「子どもにスマホを与えるときに読む本」(冊子)

#### 「はじめませんか？エシカル消費」(冊子)

幼児期の頃から消費者力を身に付けるため、幼稚園、こども園等に消費者教育を推進し、また家庭での消費者教育が図られるよう「お金・物を大切に扱うこと」「約束・きまりを守る」など義務教育につながるものや、低年齢化が進むスマートフォンの適切な利用方法などが書かれた冊子を、小学校入学前の5歳児の保護者を対象に各園へ配付しました。

## ③ 情報コーナーの活用

センターの情報コーナーでは、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌の閲覧、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やポスターの掲示等を行っています。また、図書やビデオ、DVDの貸出を行っています。

区役所の市政情報コーナーや公民館でも、チラシ、パンフレットの配架を行っています。

## ④ 広報さかい掲載記事

センターに寄せられる苦情相談や全国的な消費者被害の傾向をもとに、被害事例を紹介し、未然防止のためのアドバイスを掲載、また、消費生活センターの啓発事業を案内しています。

月	主な掲載内容
4月号	・相談事例『誰でも簡単に稼げる!』などのもうけ話は疑って』
5月号	・相談事例「インターネットの操作 慣れてない人は慎重に」
6月号	・相談事例「クレジットカードの利用明細は毎月チェックしよう!」
7月号	・相談事例「自宅の売却(リースバック)は慎重に」 ・お買物 暮らしの川柳を募集!
8月号	・相談事例『サブスク』って何? 申し込む前に解約条件の確認を」
9月号	・相談事例「<消費生活まめ知識>効果の出し入れにお金がかかるの?」
10月号	・相談事例「クリーニング店のビニール袋そのままにいませんか?」 ・業務用はかり定期検査

11月号	・相談事例『『お試し』のつもりで購入したのに『定期購入』になっていた！』 ・あなたが選ぶ！お買物 暮らしの川柳
12月号	・相談事例「悪質な占いサイトのトラブルにご注意を」 ・堺発！安全安心うまいもの市（協力）
1月号	・相談事例「ネット通販 そのサイト 信用できる？」
2月号	・相談事例「脱毛エステの中途解約・精算トラブルにご注意」 ・お買物 ・暮らしの川柳入賞作品が決定
3月号	・相談事例「インターネットでのチケット転売トラブルにご注意」

#### ⑤ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議

堺市民の安全安心な暮らしの実現をめざし、消費者トラブルなどの相談に的確に対応するため警察署と消費生活センターの連携強化を図ることを目的として、平成18年度から開催。

開催日	会議内容	開催場所
令和4年 8月29日	・消費者トラブルや消費生活侵害事犯被害等について、相談事例に基づく問題提起と対策を検討する ・それぞれの組織の役割と活動範囲について理解を深める ・連携強化を行い、日常業務に関しても必要な連絡調整を図る	消費生活 センター 会議室

#### ⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール

急増する特殊詐欺（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）から市民の財産を守るため、市内警察署と連携して、堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール（以下、「電話パトロール」という。）を平成29年2月1日から実施しています。（架電による注意喚起）

##### a 実施方法

これまで特殊詐欺等のトラブルに遭遇し、消費生活センターへ相談された市民に対して、消費生活センター職員が電話を架け、特殊詐欺の現状を説明するとともに、被害に遭わないよう防止方法について伝達します。

なお、被害を受けているとわかった場合は、ご本人に、お住まいを管轄する各警察署生活安全課防犯係へ通報するよう促します。

##### b 対象者

これまで特殊詐欺と思われる内容で消費生活センターに相談された市民

##### c 事前講習

架電による注意喚起を実施する前に、特殊詐欺に関して警察より事前に講習を受け、特殊詐欺の現状や被害防止方法について知識を得ることにより、効果的な注意喚起を行っています。

##### d 電話で通知される発信者番号

072-221-7146



### (3) 企画調整

#### ① 堺市消費生活条例

複雑・多様化する消費者問題に的確・迅速に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

本条例では、消費者の権利を明らかにし、その権利を尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本として施策に取り組むことを定めています。

平成 21 年 12 月 25 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 12 月 14 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行（「訪問購入」等の取引に対応）

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行

（消費者安全法の改正内容に対応 第 11 条の 2～6 を追加）

#### ② 堺市消費生活条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 8 月 30 日改正 同日改正施行

平成 25 年 3 月 15 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行

平成 26 年 9 月 25 日改正 同日改正施行

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行(条例改正による規則第 2 条の修正)

#### ③ 堺市消費者基本計画

堺市消費者基本計画は堺市消費生活条例第 9 条の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにすることを目的に策定するものです。

第 1 期計画期間 平成 23 年度～27 年度（5 年間）

第 2 期計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度（ 〃 ）

第 3 期計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度（ 〃 ）

第 3 期堺市消費者基本計画では、次の 4 つを基本目標として設定し、施策の具体化を図ります。

##### 基本目標 1 「消費生活の安全・安心の確保」

- (1) 危害等の防止
- (2) 表示等の適正化
- (3) 取引の適正化
- (4) 物価の安定

##### 基本目標 2 「消費者の自立支援」

- (1) 消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】
- (2) 消費者団体への支援
- (3) 消費者意見の反映

##### 基本目標 3 「消費者被害の救済」

- (1) 苦情の処理
- (2) あっせん、調停
- (3) 訴訟の援助

#### 基本目標4「経済社会の発展等に伴う環境変化への対応」

- (1) 高齢者等への支援
- (2) 高度情報通信社会の進展への対応
- (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進

#### ④ 堺市消費生活審議会

平成22年4月1日の堺市消費生活条例の施行に伴い、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査・審議するため、堺市消費生活審議会が設置されました。

令和4年度 開催状況	開催日	主な議題
第20回	令和4年8月 (書面審議)	・第3期堺市消費者基本計画 令和3年度施策実施状況について ・消費者安全確保地域協議会設置について ほか
第21回	12月23日	・会長・副会長の選任について ・消費者安全確保地域協議会設置について ・第20回堺市消費生活審議会(書面開催)の結果について ほか

苦情処理委員会案件	内容	結果
平成24年度あっせん案件第1号 (平成24年12月14日付託)	祈とうカウンセリングサービスの代金返還に関するあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第1回あっせん)平成25年1月7日 ・申出者からの事情聴取(期日間) ・相手方から上申書提出 ・あっせん案の検討 (第2回あっせん)平成25年2月25日 ・合意書の締結
平成27年度あっせん案件第1号 (平成27年11月24日付託)	学習教材の売買契約、販売会社側信販会社との個別信用契約のあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第1回あっせん)平成27年12月25日 ・申出者からの事情聴取 ・販売会社破産による管財人(弁護士)からの通知(破産手続き開始等の通知) ・信販会社の欠席に伴う電話による事情聴取(結果)信販会社からの和解案による合意解決 ただし、委員から解決内容に不本意である部分があり、結果報告書にて詳細記述あり。
平成29年度あっせん案件第1号 (平成30年2月付託)	FXのコンサルティング委託契約の解約返金に関するあっせん事案	平成31年3月 出席要請のプロセスにおいて、一部返金の意思表示があり相談者側が同意したことにより事案解決済み。

#### ⑤ 堺市消費者行政庁内委員会

本市における消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進するため、堺市消費者行政庁内委員会を平成 21 年 6 月 1 日に設置しました。消費生活条例に基づく施策の推進に関する事項、消費生活に係る消費者の利益の擁護及び増進の推進に関し、関係課と必要な事項を協議し、調整します。

(委員) 市民生活部長、消費生活センター所長、区政推進課長、環境共生課長、長寿支援課長、障害施策推進課長、食品衛生課長、幼保運営課長、地域産業課長、農水産課長、建築都市総務課長、上下水道局事業サービス課長、教育委員会教育課程課長

(開催数) 平成 22 年度 2 回、平成 24 年度 1 回、平成 27 年度 2 回  
平成 28～令和 4 年度は未実施

#### (4) その他の事業

(令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の業務を縮小または中止しています)

##### ① ぐらしのサポーター制度 (堺市ぐらしのサポーター要綱)

消費生活に関する実態調査、市民の意見の把握等を組織的かつ継続的に実施し、それらを積極的に市政に反映させるとともに、消費者に対する啓発活動を市民と協働で推進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、ぐらしのサポーター (以下、「サポーター」という。) を置いています。

##### a 人数

本市の区域内に居住する 20 歳以上の者 60 人以内。

##### b 依頼期間

サポーターへの依頼期間は、依頼の日から当該年度の 3 月 31 日まで。

##### c 業務内容

(a) 日常生活における商品及び役務の価格、量目等についての調査結果を随時市長に報告すること。

(物価調査及び報告)

- ・年間 4 回 (5 月、8 月、11 月、2 月)、23 品目を調査  
(ただし、灯油は 11 月、2 月での調査とする)
- ・調査日 対象月の 1 日
- ・調査対象店舗  
サポーターが居住する校区内の一般小売店舗 (スーパー含む)
- ・調査方法  
23 品目の消費税を含んだ価格を調査し、調査結果を 10 日までに消費生活センターへ報告する。
- ・調査結果 次ページのとおり

(商品量目調査および報告)

商品量目調査については、内容量が表記されている商品の内容量が表記どおりであるかの調査を行う。

- ・調査日 11 月 24 日
- ・調査方法  
ぐらしのサポーターが持参した商品 (3 品程度) の総量 (皆掛量) を計量し、開封して風袋量を計量する。総量から風袋量を減じた実量と内容量を比較する。
- ・調査結果 24~25 ページ ぐらしのサポーター量目調査結果参照

(b) 市が行う啓発活動等に参加すること。

- ・10 ページ **その他の啓発活動**を参照 (一部中止)

(c) 前 2 号に掲げるもののほか、消費生活に関して市長が必要と認めること。

- ・開催実績なし

## 物価調査結果

### 生活関連物資物価調査結果

堺市の主要品目の価格の動き（令和4年度）

（単位：円）

品目 規格容量		実施時期 平均価格			
		5月	8月	11月	2月
砂糖	上白糖 1 kg	198	201	203	213
食用油	1,000g	369	411	461	457
マヨネーズ	350g	255	262	276	283
マーガリン	300g	241	226	257	264
小麦粉	薄力粉 1 kg	269	283	294	306
しょう油	1ℓ	239	248	253	263
食パン	角型 1斤	166	171	174	179
牛乳	1ℓ	217	220	227	239
牛肉	国産ロース肉（薄切り）100g	718	715	711	687
豚肉	国産ロース肉（薄切り）100g	234	265	268	257
鶏肉	国産もも肉（皮なし）100g	126	129	137	149
鶏卵	10個入 1パック	216	210	221	251
キャベツ	1玉	230	160	197	202
ほうれん草	1束	147	188	183	159
大根	1本	211	258	192	191
きゅうり	1本	53	57	63	87
米	国内産精米コシヒカリ 5 kg	2,025	2,153	2,141	2,200
洗濯用洗剤	液体洗剤（本体）1本	398	370	390	385
台所用洗剤	中性洗剤（本体）1本	161	163	169	163
ティッシュペーパー	5箱	311	314	317	346
トイレットペーパー	12ロール（シングル）	418	432	435	470
ガソリン	1ℓ	164	165	166	165
灯油	18ℓ	—	—	1,941	1,942

※堺市全域のバランスを図りながらくらしのサポーター（60人）を設け、市民の消費生活に大きな影響を与える「物価」の動向調査を行っています。

## ② 立入調査

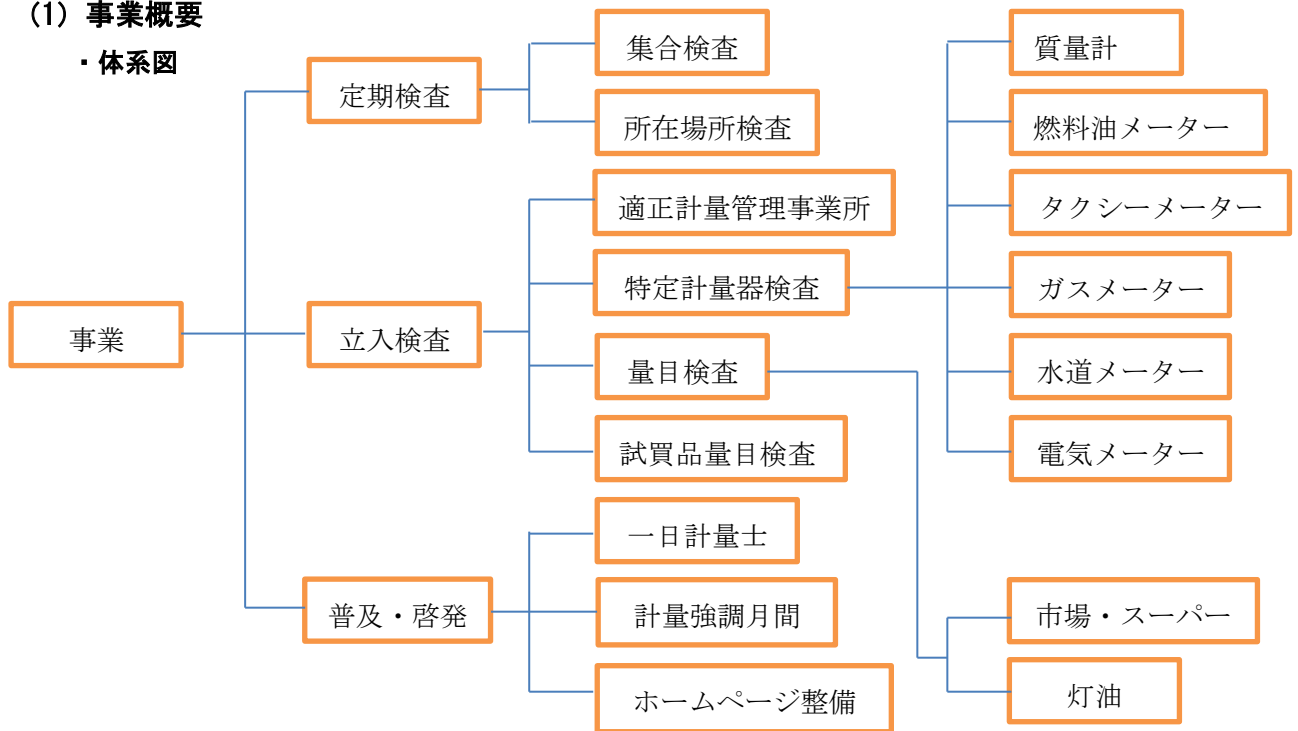
大阪版地方分権の推進により、平成 10 年度から大阪府より移譲され、第 2 次一括法改正により、平成 24 年度から自治事務化となり以下の立入検査等を実施しました。

事業名	根拠法令	令和 3 年度			令和 4 年度		
		立入 店舗数	調査 件数	違反 件数	立入 店舗数	調査 件数	違反 件数
家庭用品の品質表示に係る指示・調査事務	家庭用品品質表示法	10	22,475	0	9	6,033	0
特定の消費生活用製品の危害防止に係る調査事務	消費生活用製品安全法	立入 店舗数	検査 機種数	違反 機種数	立入 店舗数	検査 機種数	違反 機種数
		10	27	0	9	17	0
ガス用品販売事業場の立入検査	ガス事業法	3	9	0	1	2	0
電気用品規格の立入検査	電気用品安全法	13	71	0	8	56	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に係る調査事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0	0	0	0	0

### 3. 計量行政関係

#### (1) 事業概要

##### ・体系図



##### ・事業実績（実施月）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計量器 検査	集合検査							*	*					偶数年度に実施
	所在場所検査							*	*	*	*			奇数年度に実施
	事前調査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	計量器立入検査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
監視・ 取締り	適正計量管理 事業所指導	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	量目検査				*					*				
	計量器・量目表記 監視取締り	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	試買品検査					*				*				
普及・ 啓発	一日計量士								*					11/1 計量記念日
	計量強調月間								*					
	ホームページ整備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の業務を縮小または中止。

## (2) 定期検査（計量法）

取引や証明で計量器を使用する事業者は、計量器を定期（2年に1回）に、都道府県知事や特定市町村長が行う検査（計量器の構造、精度や能力のチェック）を受けなければなりません。

事業者は、器差など不合格と判定された計量器を使用することはできません。

### ① 集合検査（偶数年度に実施）

学校等を検査会場とし、事業者が持参した計量器を検査します。

#### ・検査期間及び受検戸数

年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度
期間	10/3～11/27	10/2～11/18	10/2～11/18	10/3～11/27
日数	27	27	26	26
受検戸数	596	575	585	598

#### ・器種別検査実績

年度 種類	平成 28 年度		平成 30 年度		令和 2 年度		令和 4 年度	
	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	14		13		11		11	
不比等皿	19		11		12		7	
不比等台	35		29		26		27	
その他の手動はかり								
ばね式はかり	346	1	302	3	263	1	238	1
光電式はかり	1		1				※ 788	※ 17
電気抵抗線式	445	7	495	20	451	12		
誘電式はかり	114		110		135			
電磁式はかり	72		95	1	119	1		
その他電気式								
手動指示併用はかり	44	1	33		28		21	1
その他の指示はかり								
小計	1,090	9	1,089	24	1,045	14	1,092	19
分銅	340		280		235		200	
定量おもり								
定量増おもり	270		200		190		170	
小計	610	0	480	0	425	0	370	0
合計	1,700	9	1,569	24	1,470	14	1,462	19

※電気式はかりとして統合



② 所在場所検査（奇数年度に実施）

トラックスケール等の据え付け型の計量器、設置環境の精度が求められて運搬が困難な計量器など、持ち運びできない計量器を現地で検査します。

・ 検査期間及び受検戸数

年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
期間	10/20～1/25	10/23～1/31	10/16～2/26	10/7～2/16
日数	23	30	26	35
受検戸数	55	56	55	56

・ 器種別検査実績

年度 種類	平成 27 年度		平成 29 年度		令和元年度		令和 3 年度	
	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿								
不比等皿								
不比等台							11	
その他の手動はかり	20	1	19		15			
ばね式はかり	1		2		5		3	
光電式はかり								
電気抵抗線式	89	4	92	3	113	1	158	4
誘電式はかり	2		2		2		2	
電磁式はかり	8		9		10		6	
その他電気式								
手動指示併用はかり								
その他の指示はかり	2		1		1		1	
小計	122	5	125	3	146	1	181	4
分銅								
定量おもり								
定量増おもり	86		65		55		46	
小計	86		65		55		46	
合計	208	5	190	3	201	1	227	4

③ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

自治体を実施する定期検査を受ける代わりに、民間の計量士が計量器の精度確認をする検査方法のことをいいます。

・代検査実施状況（堺市への届出計量士 43 人）

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
受検戸数	230		208		233		229	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	1		2		1		2	
不比等皿								
不比等台								
その他の手動はかり	28		35	1	26	1	33	
ばね式はかり	68		142		74		177	
光電式はかり								
電気抵抗線式	861	5	1,030	8	958	2	1,328	8
誘電式はかり	52		39		29	1	51	
電磁式はかり	56		70		65		77	
その他電気式			1					
手動指示併用はかり	5		28		2		25	
その他の指示はかり	1		1					
小計	1,072	5	1,348	9	1,155	4	1,693	8
分銅	14		10		21		10	
定量おもり								
定量増おもり	153	10	128		123		124	1
小計	167	10	138	0	144	0	134	1
合計	1,239	15	1,486	9	1,299	4	1,827	9

### (3) 立入検査

スーパーや販売店等の事業所で使用する計量器の使用方法や、販売している商品の量目、またその表示について不適正がないか、現地にて抜き打ち検査を実施しています。

#### ① 商品量目立入検査

##### ・全国一斉商品量目商品量目立入検査

	実働日数	延べ人数	実施期間
中元期	9日間	27人	令和4年7月1日～7月14日
歳末期	10日間	30人	令和4年12月1日～12月14日
小計	19日間	57人	

##### 【検査結果】

年度	検査戸数	不適正戸数	検査件数	不適正件数		不適正率 (%)	
				超過	不足	超過	不足
28	179(46)	28(17)	3,020	9	67	0.3	2.2
29	179(46)	4(1)	2,718	0	22	0.0	0.8
30	222(57)	16(9)	3,110	12	49	0.4	1.6
元	303(59)	18(5)	3,313	2	45	0.1	1.4
2	—	—	—	—	—	—	—
3	103(20)	0(0)	1,107	0	5	0	0.5
4	170(38)	2(2)	2,009	2	3	0.1	0.1

※( )内の数字は実数

##### ・内容量表記商品試買検査

量目実態の把握が困難な内容量表記商品について、事業所内で同一商品3個から5個の皆掛量（総量）の計量を行い、最も皆掛量の軽い商品1点を購入して風袋量と内容量を検査しています。

実施期間 令和4年8月3日、令和4年12月21日

実働2日間 延人数6人

検査場所 消費生活センター会議室

商品数及び購入金額 26品目（123個）を計量、 購入金額 8,770円

##### 【検査成績】

検査個数	不適正個数		不適正率	
	超過	不足	超過	不足
123	0	1	0.0%	0.8%

## ② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査

市民から計量器のトラブルについての苦情を受け付けした場合に、現地へ行き立入検査を実施します。

器種	検査日	検査場所	検査結果
水道メーター	平成 26 年 9 月 17 日	大阪府計量検定所	合格
燃料油メーター (灯油用)	平成 27 年 1 月 20 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	合格
子メーター (電気・水道)	令和 2 年 3 月 11 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	有効期限切れ 取替指示

※平成 26 年度 大阪府計量検定所検定課（検定第二）の協力を得て実施しました

※平成 27～30 年度 実績なし

※令和 2～4 年度 実績なし

## (4) 普及啓発

一般消費者に対する計量思想の啓発、日常生活における計量意識の普及、高揚を促進するため、次のことを行っています。

### ① 一日計量士

11 月 1 日（計量記念日）の行事として、消費者団体の代表者などの消費者が計量士の役割を体験し、商品の量目及び表記等の検査をする必要性を PR しています。

なお、実施店内において消費者向けパンフレット「計量のしおり」を配布しています。

実施日 令和 4 年 11 月 14 日

場 所 高島屋堺店

### ② 計量強調月間

11 月に計量強調月間行事として、市役所及び区役所にて計量のポスターを掲示やデジタルサイネージ等を利用しての情報発信を行っています。

### ③ ぐらしのサポーター量目調査結果

ぐらしのサポーターの試買した商品を、その風袋を除いて内容量を面前で計量し、量目表示の適正について調査をしています。

風袋（ふうたい）：販売されるパック商品のトレーやラップなどの包装、ワサビやタレなどの薬味、添え物等のことで、商品の内容量には含まれません。

調査日 令和 4 年 11 月 24 日（参加者 33 人）

商品の分類		総重量 (g)	総金額 (円)	調査 件数	検査成績					
大 分 類	中分類				10%（正確計量 基準）以上の超 過の件数		適正計量の件数 （量目公差内の 商品を含む）		量目公差を超え た不足の件数	
					件数	%	件数	%	件数	%
食 肉 類	1 食肉	237	305	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
	2 食肉加工品	1,819	4,651	16	1	6.3	15	93.8	0	0.0
魚 介 類	3 魚介類加工品	1,145	3,417	13	2	15.4	11	84.6	0	0.0
野 菜	4 野菜	2,102	3,474	14	3	21.4	11	78.6	0	0.0
5 農産物の漬物										
果 物	6 果物									
	7 果物の加工品	832	1,840	6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
調 理 食 品	8 つくだに	327	1,354	5	1	20.0	4	80.0	0	0.0
	9 その他の調理 食品	945	1,522	8	0	0.0	8	100.0	0	0.0
10 茶類		1,335	3,569	9	0	0.0	9	100.0	0	0.0
11 菓子類		1,591	2,537	13	0	0.0	13	100.0	0	0.0
12 穀類（豆類及び粉 類）の加工品		646	2,019	3	0	0.0	3	100.0	0	0.0
13 めん類		790	522	4	1	25.0	3	75.0	0	0.0
14 調味料類		100	315	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
15 その他の食品		607	1,734	8	1	12.5	7	87.5	0	0.0
合計		12,476	27,259	101	9	8.9	92	91.1	0	0.0

#### ④ ホームページの整備

市民向けの計量に関する啓発内容を充実させ、Twitter等のSNSを活用し、市民生活に直結する情報を発信しています。

## (5) 適正計量管理事業所名簿

計量法では、事業所による自主的な計量管理を推進する観点から、国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われている事業者について、国や都道府県知事が基準に基づいて認めた事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。

### ① 名簿 堺市内大阪府知事指定事業所（令和5年4月1日現在）

事業所名	所在地	事業所数
<b>製造業</b>		<b>18</b>
(株)三宝化学研究所 堺工場	堺市堺区神南辺町 1-31	1
(株)シキボウ堺	堺市西区築港浜寺西町 11	1
堺アルミ(株)	堺市堺区海山町 6-224	1
日本製鉄(株)関西製鉄所（和歌山地区(堺)）	堺市堺区築港八幡町 1	1
日鉄鋼板(株)パネル建材製造所(堺地区)	堺市堺区出島西町 2	1
セッツ(株) 本社事業所	堺市西区築港新町 1-5-10	1
三菱商事ライフサイエンス(株)堺工場	堺市堺区神南辺町 5-152	1
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所（阪神地区(堺)）	堺市西区石津西町 5	1
日清オイリオグループ(株) 堺工場	堺市西区築港新町 3-37	1
前田製菓(株)	堺市堺区協和町 5-480	1
三菱マテリアル(株) 堺工場	堺市西区築港新町 3-1-9	1
三菱マテリアル(株) 三宝製作所	堺市堺区三宝町 8-374	1
ライオン(株) 大阪工場	堺市西区築港新町 2-13	1
大阪衛生材料協同組合	大阪市中央区瓦町 1-4-11	1
(株)ニチエイ	堺市南区原山台 5-11-2	
印刷インキワニス工業会計量自治管理会	大阪市中央区久太郎町 1-8-9	2
三星インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 1-103	
東南インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 4-32-2	
関西医薬品協会	大阪市中央区伏見町 2-4-6	2
ステラケミファ(株) 三宝工場	堺市堺区海山町 7-227	
森田化学工業(株) 堺事業所	堺市西区築港新町 3-27	
<b>医療業</b>		<b>1</b>
(独) 労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町 1179-3	1
<b>百貨店</b>		<b>3</b>

(株)高島屋 堺店 泉北店	大阪市中央区難波 5-1-5 堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59 堺市南区茶山台 1-3-1	2
(株)京阪百貨店 無印良品イオンモール堺北花田店	守口市河原町 8-3 堺市北区東浅香山町 40-1-12	1
<b>スーパーマーケット</b>		<b>24</b>
イズミヤ・阪急オアシス(株) 阪和堺店 原山台店 泉北店	大阪市北区角田町 8 番 7 号 堺市堺区田出井町 1-1-100 堺市南区原山台 5-8-9 堺市中区小阪 270	3
(株)近商ストア 槇塚台店 東湊店 大小路店	大阪市天王寺区悲田院町 8-22 堺市南区晴美台 3-13-1 堺市堺区春日通 1-5 堺市堺区市之町東 1-1-7	3
イオンリテール(株)近畿・北陸カンパニー イオン堺北花田店	大阪市福島区海老江 1-1-23 堺市北区東浅香山町 4-1-12	1
カナート(株) デイリーカナート 向ヶ丘店 中百舌鳥店 堺市駅前店	大阪市住之江区南港中 2-1-109 堺市西区津久野町 1-12-1 堺市北区中百舌鳥町 5-805-2 堺市北区北長尾町 1-6-9	3
(株)ライフコーポレーション 北野田店 初芝店 城山台店 百舌鳥店 福泉店 大仙店 なかもず店 福田店 石津店 堺駅前店 堺インター店 堺プロセスセンター	大阪市住之江区南港南 6-6-12 堺市東区北野田 15-1 堺市東区日置荘西町 1-11-1 堺市南区城山台 2-2-14 堺市北区百舌鳥赤畑町 2-91-1 堺市西区上 444-1 堺市堺区大仙西町 6-184-1 堺市北区長曾根町 3081-17 堺市中区福田 484 堺市堺区石津北町 90-1 堺市堺区戎島町 2-62-7 堺市西区太平寺 711-1 堺市堺区築港八幡町 105-1	12
(株)関西スーパーマーケット 萬崎菱木店 しんかな店	伊丹市中央 5-3-38 堺市西区菱木 1-2233-4 堺市北区新金岡町 5-1-1	2
<b>運輸業</b>		<b>105</b>
日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関 1-3-2	103

日本通運(株) 大阪国際輸送支店堺事業所事務センター シャープ大阪事業所	大阪市北区梅田 3-2-103 堺市堺区三宝町 1-1-1 堺市堺区築港八幡町 1-17	2
<b>計量証明事業</b>		<b>30</b>
大阪府計量証明協同組合	大阪市大正区泉尾 1-18-20	7
大阪府計量自治会	東大阪市長堂 2-17-6	23
<b>小売業</b>		<b>104</b>
大阪府主要食糧計量自治会	堺市堺区北瓦町 1-2-16	32
大阪府石油協同組合	大阪市北区南森町 1-4-19	72
<b>計</b>		<b>285</b>



## (6) センター保有基準器及び検査設備等

### ① 基準器

定期検査をはじめ計量器の検査を行う時に基準として使用されるものが基準器です。

種類	型式または能力	数量	備考
特級基準分銅	5kg～10g	1組	
一級基準分銅	10kg～1mg、2kg～1mg	各1組	
液体メーター用基準タンク	10L	1個	

### ② 検査設備等

定期検査や立入検査を行う時に使用される分銅・はかり等が検査設備です。

種類	型式または能力	数量	備考
定盤		4個	大3・小1
ひょう架付定盤		2個	
実用基準分銅（枕型）	10kg	100個	ステンレス
〃	5kg	3個	ステンレス
実用基準分銅（枕型環付）	20kg	5個	鋳鉄
〃	10kg	1個	鋳鉄
〃	5kg	2個	鋳鉄1 ステンレス1
〃	2kg	2個	鋳鉄1 ステンレス1
〃	1kg	2個	鋳鉄1 ステンレス1
実用基準分銅（天秤用）	5kgセット	1組	
実用基準分銅（増おもり型）	5kgセット	3組	
〃	10kgセット	2組	
板状分銅	500mg～10mg	1組	感量検査用
音叉式はかり	6000g/1g(0.1g)	1台	量目立入検査用
電磁式はかり	3000g/0.1g	1台	〃
音叉式はかり（質量比較器）	21kg/0.05g	1台	
〃	6100g/10mg(1mg)	1台	
電磁式はかり（質量比較器）	204g/0.1mg	1台	
水準器		2個	

堺市立消費生活センター  
堺市堺区北瓦町 2-4-16  
堺富士ビル 6F  
電話 072-221-7908  
HP <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/shohi/index.html>



令和5年6月